

## 東浦町ひとり親家庭等児童受験料給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親等が監護又は養育（以下「監護等」という。）する児童の将来の自立に向けた取り組みを支援するために実施する東浦町ひとり親家庭等児童受験料給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親等 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者をいう。
- (2) ひとり親家庭等 母子家庭、父子家庭及び父母がいない児童又は父母が監護しない児童を養育する者の属する世帯をいう。
- (3) 児童 東浦町遺児手当支給条例（平成元年東浦町条例第14号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する「遺児」をいう。

(給付金の支給対象者)

第3条 ひとり親家庭等児童受験料給付金（以下「給付金」という。）の対象者は、ひとり親等であって、次条の支給対象費用を支払ったもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例に規定する遺児手当の支給を受けている者
- (2) 前号に準ずる者として町長が認める者

(支給対象費用)

第4条 支給対象費用は、ひとり親等が監護等する児童に係る次の各号に掲げるものとし、給付金は、児童1人につきそれぞれ次の各号ごとに1回のみ支給するものとする。ただし、支給対象費用が重複する他の補助金等の交付を受けることができる場合は、当該補助金等の額を支給対象費用から控除するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校の入学者選抜（編入学及び転入学を除く。以下この条において同じ。）に係る検定料（入学願書に係る費用を除く。以下この条において同じ。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する高等学校、高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。）の入学者選抜に係る検定料並びに私立の高等学校の入学前納金
- (3) 大学入学共通テストの検定料並びに学校教育法第1条に規定する大学及び同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）の入学者選抜に係る検定料

(給付金の額等)

第5条 前条の費用に対する給付金の額は、当該費用にかかった額とし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。

(給付申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支給対象費

用を支払った日の属する年度の3月末日までに、ひとり親家庭等児童受験料給付金申請書（様式第1）に次の書類を添付して町長に申請するものとする。ただし、現に条例、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）若しくは児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による手当を受給している者又は町長が特に添付を要しないと認める者は、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) ひとり親家庭等であることが確認できる書類
- (2) 第4条に規定する支給対象費用に係る領収書等の写し
- (3) 合否の結果が分かるものの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(支給決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、ひとり親家庭等児童受験料給付金決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により給付金の支給の決定を受けた申請者は、支給決定日の年度末までにひとり親家庭等受験料給付金請求書（様式第3）により、給付金を町長に請求するものとする。

2 前項の請求期限までに請求することができない申請者は、やむを得ないと町長が認める場合に限り、当該期限後も給付金の請求をすることができるものとする。

(返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 町長の指示に従わなかったとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

ひとり親家庭等児童受験料給付金申請書

年 月 日

東 浦 町 長

ひとり親家庭等児童受験料給付金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	〒  電話番号：		
対象児童	ふりがな		生年月日	
	氏 名			
	住 所	〒		
	学校名 (申請時点)			
支給対象費用	検 定 料	(進学先学校名等： )		円
		(学校名等： )		円
		(学校名等： )		円
		(学校名等： )		円
	入学前納金	(学校名等： )		円
	合 計		①	円
	その他補助額		②	円
	申 請 額	(上限 100,000 円)	①－②	円
手当受給の有無	町遺児手当・児童扶養手当・愛知県遺児手当・受給していない			
同 意 書				
この申請に係る審査に際し、本町及び関係機関が保有する情報を町職員が確認することに同意します。				
氏名 _____ (署名)				

様式第2（第7条関係）

ひとり親家庭等児童受験料給付金決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭等児童受験料給付金の支給について、次のとおり決定・却下しましたので通知します。

決定 / 却下	
支給額	金 円
却下の理由	

注 次のいずれかに該当するときは、給付金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- 1 偽りその他不正の手段により給付金を受けたとき
- 2 この要綱に違反したとき
- 3 町長の指示に従わなかったとき

様式第3（第8条関係）

ひとり親家庭等児童受験料給付金請求書

年 月 日

東 浦 町 長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

年 月 日付で支給決定のありましたひとり親家庭等児童受験料給付金について、次のとおり請求します。

請 求 額	金 円	
希望する 支払金融機関	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	
	普通／当座	普 通 ・ 当 座
	名義人（フリガナ）	